

食品照射についてご意見を聴く会の開催について(案)

食品照射について皆様のご意見を 聴かせて下さい

1. 趣旨

放射線は、X線CTや半導体加工など、学術、工業、農業、医療、その他の分野で適切な安全管理の下で利用されてきており、社会に大きな効用をもたらしています。これら放射線利用のうち、「食品照射」は、現在、我が国においてはばれいしょの発芽防止を行うための食品照射が認められているのみです。現在、原子力委員会「食品照射専門部会」では、食品照射に関する現状等について調査審議を進めています。

今回、食品照射専門部会では、食品照射について皆様のご意見を直接伺う「食品照射についてご意見を聴く会」を開催いたします。ご意見を聴く会では、最初に、食品照射専門部会におけるこれまでの検討状況について紹介し、それに対する国民の皆様のご意見を専門部会委員が直接伺います。

頂いたご意見等については、食品照射専門部会における今後の調査審議の参考とさせていただきます。

皆様のご参加をお待ちしております。また、ご参加出来ない方も、ご質問、ご意見をお寄せ下さい。

食品照射とは

「食品照射」は、公衆衛生や食品の品質保持などを目的として、放射線を食品に照射することにより、殺菌、殺虫、発芽防止等を行う技術のこと。現在、我が国では、ばれいしょの発芽防止のための食品照射のみが認められています。一方、世界では、53カ国・地域で230品目について食品照射が許可され、このうち、32カ国・地域で40品目について食品照射が実際に使われています。

2. 開催日時・場所

平成18年5月10日(水) 13:00 ~ 15:00 (開場: 12:30)

於 如水会館スターホール(参加者席約200席程度)

(東京都千代田区一ツ橋2-1-1)

3. プログラム

1) 開催趣旨説明

食品照射専門部会長 多田 幹郎(ただ みきろう) 中国学園大学教授

2) 第1部 食品照射及び食品照射専門部会の検討状況について

(約40分・予定)

第2部 参加された方々からのご意見の聴取

(約80分・予定)

4. 参加・応募方法

所定の参加申し込み用紙に、必要事項をご記入の上、メール、FAX、又は郵送にて送付してください。詳しくは、別紙の「食品照射についてご意見を聴く会」の参加者の募集について」をご確認下さい。

参加されずにご質問・ご意見のみをお寄せ頂く場合も、同様に応募してください。

応募の〆切は、5月2日(火)となります。(郵送の場合、当日消印有効)

問合せ先：内閣府 原子力政策担当室
食品照射担当 峯尾、星川、原
tel:03-3581-0265 fax:03-3581-9828,9829

食品照射専門部会のこれまでの資料や議事録、「食品照射についてご意見を聴く会」の募集については、インターネットを通じても公表されています。

原子力委員会ホームページ <http://aec.jst.go.jp>

(参考1)食品照射専門部会構成員(50音順)

碧海 西葵 (あおみ ゆき) 消費生活アドバイザー
市川 まりこ (いちかわ まりこ) 消費生活コンサルタント
塩谷 茂 (しおや しげる) (財)食品産業センター 技術部長
鬼武 一夫 (おにたけ かずお) 日本生活協同組合連合会 安全政策推進室長
久米 民和 (くめ たみかず) (独)日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所
嘱託

部会長 多田 幹郎 (ただ みきろう) 中国学園大学 現代生活学部 人間栄養学科 教授
田中 憲穂 (たなか のりほ) (財)食品薬品安全センター 遺伝毒性部部長
東嶋 和子 (とうじま わこ) 科学ジャーナリスト
等々力 節子(とどりき せつこ) (独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所
食品安全研究領域 上席研究員
山本 和子 (やまもと かずこ) 農業マーケティング研究所 所長

(参考2)食品照射専門部会の審議の経過

第1回(平成17年12月14日(水)10:00~12:00)

議題: 1. 食品照射専門部会の設置について
2. 食品への照射について

第2回(平成18年1月25日(水)10:00~12:00)

議題: 食品への照射について(2)

第3回(平成18年2月17日(金)13:30~16:30)

議題: 1. 食品照射に関する意見聴取について(敬称略)

・古田 雅一(ふるた まさかず)大阪府立大学大学院 助教授
・田島 眞(たじま まこと) 実践女子大学 教授
・鶴飼 光子(うかい みつこ) 北海道教育大学大学院 教授
・小嶋 拓治(こじま たくじ) 日本原子力研究開発機構 量子ビーム
応用研究部門研究主席

2. 食品への照射について(3)

第4回(平成18年3月13日(月)10:00~12:00)

議題: 1. 食品照射に関する意見聴取について(敬称略)

・戸部 満寿夫(元)国立衛生試験所安全性生物試験研究センター
センター長

・尾崎 一政 全日本スパイス協会 理事長
・高橋 和良 全日本スパイス協会 技術委員会副委員長

2. 食品への照射について(4)

第5回(平成18年4月19日(水)10:00~12:00)

議題: 1. 食品への照射について(5)

ご意見をいただく際のヒント！

Q 食品照射って何？

食品の安全のために、殺菌、殺虫、発芽防止などを行う技術の一つです。食品に一定量の放射線を当てることで病原菌や害虫を殺すといった処理ができます。

Q 何故、わざわざ放射線で殺菌するのですか？

殺菌等の方法には加熱処理や化学処理など様々な方法があります。一方で、食品には加熱処理をすることに制限があるものなどがあります。また、環境への影響から化学処理に使用する薬剤が使用制限されるといった動きがあります。

食品照射は、非加熱で化学薬剤も使用しない処理方法で、サルモネラ等の病原性微生物の大部分を比較的少ない量の放射線で殺菌できるという特長もあります。

こうした状況から食品照射が世界で広がりをみせています。例えば、香味等の維持の観点から加熱が制限される香辛料について世界の約30の国で食品照射が実用化され、米国では、病原性微生物による食中毒防止策として、肉類や卵への食品照射が許可されています。

Q 食品に放射線を当てて問題はないのですか？

食品の毒性への影響、食品に付着している微生物への影響、栄養面への影響などについて、世界各国で数多くの研究が行われてきました。1997年には、世界保健機関（WHO）の専門家委員会が「適正な線量を照射した食品は、いかなる線量でも適正な栄養を有し安全に摂取できる」との結論を出しています。

Q 現在の日本や世界の状況はどうなっていますか？

日本では、じゃがいも（ばれいしょ）について発芽防止のための食品照射が許可され実用化されています。その他の食品については禁止されています。世界では、約50の国で約200品目が許可されていて、約30の国で約40品目について実用化されています。

Q 何故、今、食品照射を検討しているのですか？

今、食と健康、食の安全安心といった関心の高まりなどから、より一層の食品の衛生への要望があると考えています。そうしたことに貢献する可能性のある技術の一つとして、食品照射について現状の調査審議などを行ってきています。皆様のご意見を聴かせて下さい。

「食品照射についてご意見を聴く会」の 参加者の募集について

平成 18 年 4 月 19 日
内閣府原子力政策担当室

来る 5 月 10 日（水）に開催する標記会合の参加者を募集いたします。
参加を希望される方は、以下の要領で応募してください。

尚、今回はみなさまから事前にお寄せいただいた食品照射に関するご意見・ご質問をもとに進行いたします。

事前に頂いたご意見・ご質問を会場で活用する際には、氏名等、個人が特定できる情報についての紹介は行いません。

お申し込みの要領

1. お申し込み方法（以下のいずれかによりお申し込みください。なお、定員を超えた場合に電話又は紙面にてお知らせすることがありますので、電話番号及び住所を必ず記入してください。）

電子メールによる申し込み

- ・ 「食品照射ご意見を聴く会 参加希望」と明記の上、住所、氏名（ふりがな）、電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。
- ・ 「食品照射」についてご意見・ご質問をお書き下さい。（第 2 部で活用させていただきます）

ファクシミリによる申し込み

- ・ 別紙用紙にご記入の上、ファクシミリにてご送信ください。
- ・ 「食品照射」についてご意見・ご質問をお書き下さい。（第 2 部で活用させていただきます）

はがきによる申し込み

- ・ 「食品照射ご意見を聴く会 参加希望」と明記の上、住所、氏名（ふりがな）及び電話番号を記入してください。
- ・ 「食品照射」についてご意見・ご質問をお書き下さい。（第 2 部で活用させていただきます）

当日、ご参加いただけない方もご意見・ご質問をお寄せください。

2. お申し込み先

内閣府 原子力政策担当室 食品照射担当

（メールアドレス）shousha@aec.jst.go.jp

（FAX 番号）03 - 3581 - 9828

（住所）〒100 - 8970

東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階

3. 締め切り

5 月 2 日（火）《はがきによる申し込みは当日の消印有効》

ご注意

- 1．会場の都合により、参加者は200名程度とさせていただきます。応募多数の場合は、先着順とさせていただきます。
- 2．定員に達し、やむをえず参加をお断りする場合のみ、電話又は郵便、Eメールにてご連絡いたします。
- 3．参加の可否についてのお問合せは、5月9日（火）10時～17時をお願いいたします。その他のお問合せはご遠慮ください。

本募集内容は、インターネットを通じても公表されています。

原子力委員会ホームページ <http://aec.jst.go.jp>

問合せ先：内閣府 原子力政策担当室
食品照射担当 峯尾、星川、原
tel:03-3581-0265 fax:03-3581-9828,9829

内閣府 原子力政策担当室 担当 宛て

FAX : (0 3) 3 5 8 1 - 9 8 2 8 又は 9 8 2 9

「食品照射についてご意見を聴く会」参加申込用紙

<p>1 . 参 加 ・ 2 . 不 参 加</p> <p>当日、ご参加いただけない方もご意見・ご質問をお寄せください。</p>	
住 所	〒
ふりがな	
氏 名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	

住所及び電話番号については必ずご記入下さい。

<p>食品照射についてのご意見・ご質問をご記入下さい</p> <p>(頂いたご意見・ご質問は、第2部で活用させていただきます)</p>
<p>-----</p>